

平成 25 年 5 月 10 日



各 位

会 社 名 株式会社 宮 崎 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 小 池 光 一
(コード番号 : 8 3 9 3 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 杉 田 浩 二
(TEL 0 9 8 5 - 3 2 - 8 2 1 2)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

株式会社 宮崎銀行(頭取 小池 光一)は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 128 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

現行の役員退職慰労金制度を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 128 期定時株主総会終結の時をもって廃止し、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給すること、ならびに当該定時株主総会の時をもって退任する取締役および辞任する取締役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に付議することといたします。

なお、打ち切り支給の時期は各人の役員退任時とすることを予定しております。

2. 株式報酬型ストック・オプションの導入について

業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストック・オプションを割り当てることとし、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 128 期定時株主総会に付議することといたします。

なお、取締役に対して割り当てる株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

①新株予約権の総数

4,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

当行普通株式 400,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、当行が、当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式合弁等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価値を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、原則として、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については取締役会において定める。

以 上